

Title	日本社會史序論, 佐野學著
Sub Title	
Author	宮島, 貞亮(Miyajima, Teisuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.3 (1923. 5) ,p.148(454)- 149(455)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230500-0148

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

化にはその本質上ブルジョア文化、プロレタリアの文化といふがごとき區別のあるべきものではない。それ故從來の文化が主としてブルジョア階級によつて創造され、エンジヨイされ、專有されたからと言つて、それが本質上間違つた文化であるのではない。それ故文化のプロレタリア化は文化の墮落であり、立派なプロレタリアの文化などは決してあり得るものではなく、もし今日の文

化に缺點ありとせば、それは文化の社會的普及に足らざる所があるだけで、この文化の普及が廣い意味の教育事業であると述べられた點は、世の文化論者の大いに味讀すべきものであらう。

とにかく本書は、『現代哲學への道』と共に、わが學界及び一般思想界に於いて重大なる價値を有する書として精讀されることを信じて疑はない。

(松本芳夫)

日本社會史序論（佐野學著）

本書は最近佐野學氏により公にせられた「社會制度の諸研究」の姉妹篇ともいふべきものである。著者は序論中にいふ、今までの歴史書は政治史であつたと非難することは不當でない。治者群は政治を、被治者群は労働をする。政治は重要な社會現象であるが、労働の生活がなかつたならば、社會生活は成立しない。眞の社會史が編まれる爲めには、被治者群の歴史が明かとならねばならぬ。埋没された人民の歴史を發掘し、現代への連鎖を辿ることは、現代社會の性質を正しく理解する所以であると共に、將來の通じ特に著しき見解に接し得ざることを憾とする。

社會進化の方向を知る上に多くの貢獻をするであらう。又いふ、私は日本史に纏てゐる神祕的要素や觀念論的要素や詩歌的要素を取り去り、これを赤裸な經濟關係や、支配關係に還元し度いと思ふ。同時に人と人との、等價に勤勞を交換した美しい共存關係の諸形態を發見したいと思ふ。これは私の日本史研究上の指導方針である云々と。かくして本書は生れたのである。

尙ほ本書は一昨年の四月から昨年の四月まで解放其の他の雑誌に發表したもの、集錄であり、本書に序論といふ名を冠してゐる理由としては、今後も研究を續けてゆき、いつかは統一的な日本社會史を書き度いといふほどの意味のものであるといふ序言中の一言によつて明かであると思ふ。

本書は第一編、被支配者階級の諸研究、第一章一揆の歴史、第二章、土民一揆の歴史、第三章、百姓一揆の歴史、第四章、百姓一揆の鎮壓、第五章、古代日本に於ける労働の歴史、第六章、我國人身賣買沿革考、第七章特殊部落民解放論、第八章日本農民史雜考、第二編支配者階級の諸研究、第一章我國治者階級の社會史的考察、第二章奢侈の經濟史觀、第三章社會問題としての華族制度、第三編社會生活史の諸研究、第一章上代日本人より現代日本人へ、第二章我國社會階級史について、第三章我國經濟生活の諸特徵、第四章我國資本主義起源考、第五章社會組織の變動と資本主義社會の成立、第六章我國一夫多妻制度考、こうなつてゐる。土一揆については三浦周行氏の深き研究があるし、特殊部落については喜多貞吉、柳田國男兩氏の注意すべき論文がある。本書を

著者は「第一章一揆の歴史」に於て、「本來一揆とは揆を一にする語に出で、一團の徒黨が武器を執り立ち集團的なる意思感情を

力に訴へて發表する現象をさすのである。一揆は必ずしも階級闘

争的現象のみを指したのでない。「中略」何れにせよ「徒黨」「武器

を執りて立つ」「力を以てする集團的有意思感情の發表」といふ要素

は歴史上の總ての一揆に共通してゐると言てよい〔三頁—四頁〕

と言つてゐる。然し「徒黨」「武器を執りて立つ」「力を以てする

集團的有意思感情の發表」といふ要素を歴史上の總ての一揆に共通

してゐると言つてよいと斷言せられたのは言ひ過ぎてあると思

ふ。一揆とは本來「ヒトソロヒ」といふことで吾妻鑑にも、一致

せずといふことを一揆せずとかいてある。必ずしも力に訴へると

いふやうな争の意があつたのではない。北一揆南一揆といふやうな

ことは其の一例である。又著者は武藏八黨といふ黨なるものに類

似する云々〔八頁〕といはれてゐる。關東八平氏といふことはあ

るが、武藏七黨系圖といふものもあるからして武藏七黨といつた

方が櫻當であるまいか。さはれ日本史に纏てゐる神秘的因素や觀

念論的因素や詩歌的因素を取り去り、これを赤裸な經濟關係や支

配關係に還元せんとして努力せられた著者の功績は決して僅少なものではない。

幕末の宮廷（下橋敬長翁述）

（宮島貞亮）

昨年史學第一號第三號の附錄として下橋敬長翁の講演「維新前
の宮廷生活」を會員に頒布した。本書も亦同翁の宮内省圖書寮に
於て講演せられたもので共に維新前の宮廷を知るに便なるもので
ある。其の目次を擧げて見ると左の通りである。

主上日常の御動作。御内儀の御様子。皇子皇女の御取扱。朝廷の
御賄。禁中の年中行事。禁裏の御交際。宮殿の制。口向諸役人。
地下の官人。問答錄。

此の目次の如く内容は「維新前の宮廷生活」とほど同一である。
次に少しく前書に書き漏したる一二件を記して補足する事にせ
む。

朝廷の御賄——朝廷の御賄と申すものは十萬石でござります。

其中三萬二十一石六斗だけが、恐れながら主上の御日常費でござります。

さうして、跡の約七萬石の中、徳川様の勢で、東京

の上野の輪王寺の宮様へ一萬三千石を取つて仕舞うて居ります。

其殘を宮様、攝家、其他のお公卿さんへ百五十石、或は百

三十石云ふやうに分配になります。三萬二十一石六斗が全く天

子様のお賄になるのであります。それで天子様の召上り物か

ら、御衣類から、毎月朔日に、攝家親王、或は大臣に下される

御馳走、議奏や、傳奏、其他御所へ出ます者の三度の御賄から、

典侍さん始め雜仕に至る迄の女官の給金から、御所で食べさせ

ます御賄、口向の武士、下僕に至りますまで、御所に勤めます
者、三度の食事、それ等を三萬二十一石六斗で賄ひます。……

勿論只今とは比較になりませぬけれども、決して貧乏しては居
られませぬ。……

明治六七年頃の御所——御所も今でこそ綺麗でございますが、
草原になつて居ることは申す迄もなく、屋根の瓦も落ちて居り